

民法（総・物） 第6回 P98～P122



条件・期限 P98～P103

《条件》 P98～

1. 定義

条件とは、法律行為の効力の発生または消滅を将来発生することが不確定な事実の成否にかからせる法律行為の付款である。

例えば、「宝くじに当選したら～するよ」、「テストに不合格だったら～しない」というように、**将来、発生することが不確定**なものをいう。

2. 条件の種類

条件には「停止条件」と「解除条件」の2種類がある。

停止条件	解除条件
<p>条件成就によって効力が生じるものである。</p> <p>例) 父親が息子に対し、「大学に合格したら自分の自動車をあげる」という場合である</p>	<p>条件成就によって効力が失われるものである。</p> <p>例) 父親が息子に対して、「大学に通うのに仕送りをしてあげるが、大学に留年したら仕送りをやめる」という場合である</p>
<p style="text-align: center;">効力発生</p> <p>-----●-----></p> <p>効力ストップ 合格</p>	<p style="text-align: center;">失効</p> <p>-----●-----></p> <p>効力あり 留年</p>

《期限》 P102～

1. 定義

期限とは法律行為の効果の発生・消滅について、将来発生することが確実な事実の発生にかからせる法律行為の付款である。

例えば、「2022年4月1日になったら～」は期限である。

2. 期限の種類

期限には「確定期限」と「不確定期限」とがある

(1) 確定期限

期限のうち、将来において期限が到来する時期が決まっているものを確定期限という。

例) 2025年4月1日になったら・・・

(2) 不確定期限

将来において期限到来は確実であるが、その時期が決まっていないものを不確定期限という。

例) 父の死亡した日から3か月後に死亡保険金がもらえる権利。

※この資料の著作権は、資格の大原公務員講座に帰属します。許可なく転載・複製することを禁じます。

2. 時効の援用権者

時効の援用権者…時効による直接利益を受ける者およびその承継人

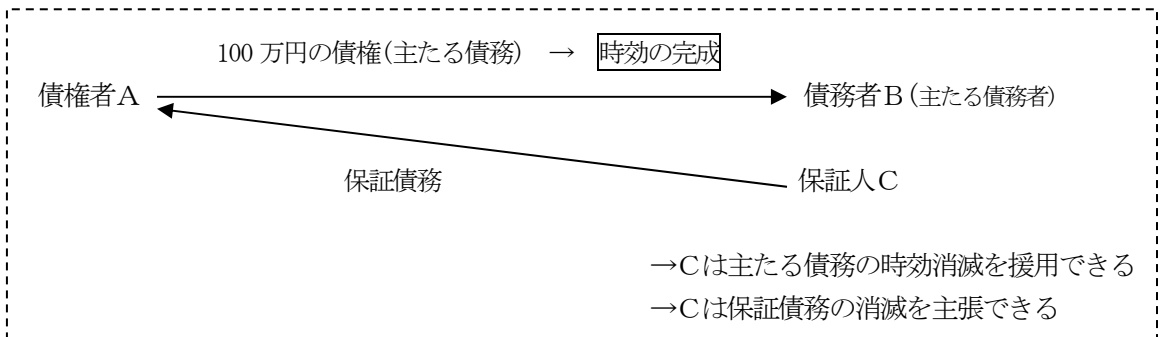
※間接的に利益を受けるにすぎない者は時効の援用をすることはできない。

例) 取得時効における**占有者**
 消滅時効における**債務者**

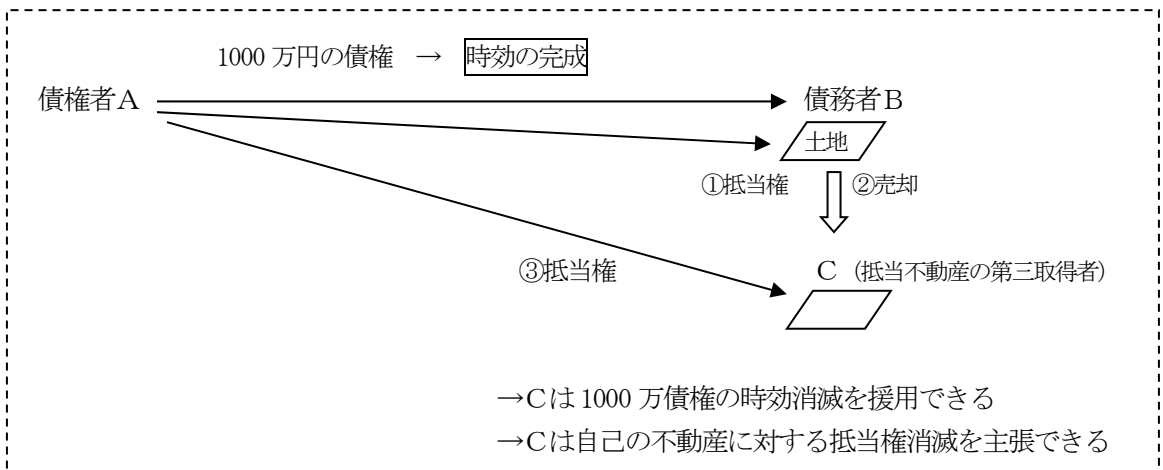
3. 判例における時効の援用権者

	時効の種類	援用権者	時効の対象
判例の 肯定事例	取得時効	賃借権者	不動産賃借権
	消滅時効	保証人・連帯保証人	主たる債務
		抵当不動産の第三取得者	被担保債務
判例の 否定事例	取得時効	建物賃借人	建物を賃貸している者の土地所有権
	消滅時効	一般債権者	同一債務者に対する他の債権者の債権

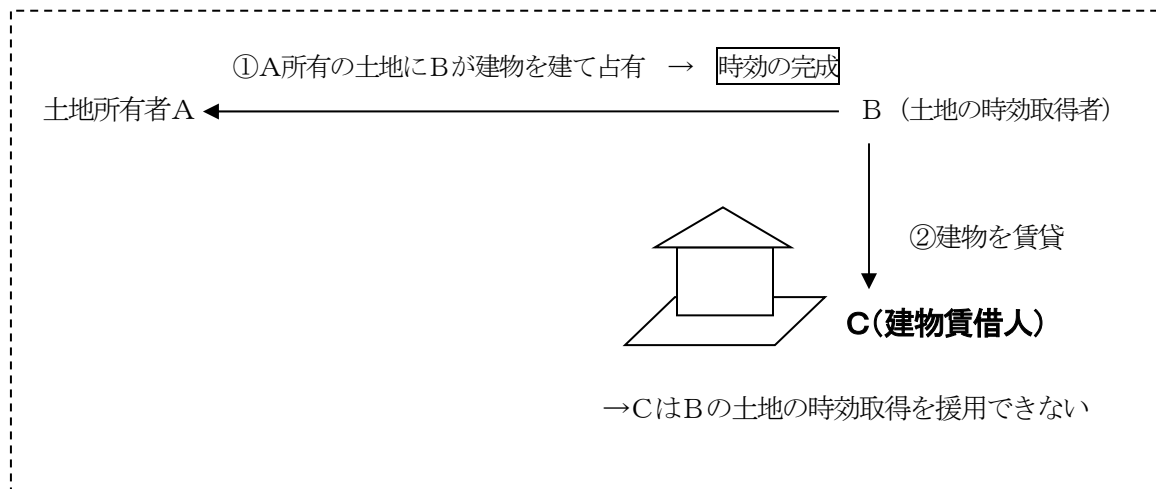
(1) 保証人等



(3) 抵当不動産の第三取得者



(4) 建物賃借人



《時効利益の放棄》

時効利益の放棄とは、時効の利益を受けない旨の意思表示である ⇔ 時効の援用
 時効完成後の時効利益の放棄は許されるが、**時効完成前に時効放棄することは禁止されている**

※時効完成後の債務の承認

時効完成を知って債務を承認 → 時効利益の放棄

時効完成を知らずに債務を承認

→信義則上、時効を援用できない

※再び時効期間が経過して時効が完成すれば、時効の援用はできる

《時効の完成猶予・更新》

1. 意義

時効の完成猶予	時効進行の一時停止
時効の更新	時効進行のリセット

2. 裁判上の請求等による完成猶予・更新

例) AのBに対する債権をAが裁判上で請求

⇒ 裁判手続き中は時効が完成しない(時効の完成猶予)

※訴えの取下げ、請求が棄却・却下された場合は終了後6か月は時効が完成しない

⇒ 確定判決を受けた場合は、今までの時効期間はリセット(時効の更新)

3. 強制執行等による完成猶予・更新

例) AのBに対する債権を確保するためにAがBの不動産を差し押さえた(強制執行)

⇒ 強制執行の手段中は時効が完成しない(時効の完成猶予)

⇒ 強制執行手続きが終了した(権利の満足に至らない場合)場合は、今までの時効期間はリセット(時効の更新)

4. 催告、協議を行う旨の書面合意による完成猶予

例) 債権者Aは債務者Bに対して口頭で債務の弁済を請求した(催告)

⇒ 請求後6か月間は時効は完成しない(時効の完成猶予)

※協議の場合は合意時から1年間

5. 承認による時効の更新

例) 債務者Bは債権者Aに対して債務の存在を認めたり、支払いの猶予を求めた場合(権利の承認)

⇒ 今までの時効期間はリセット(時効の更新)

《取得時効》

1. 取得時効の対象

所有権	}	○	債権は原則×
地役権			(例外) 不動産賃借権 ○
地上権			知的財産権(著作権など) ○

2. 所有権の取得時効の要件

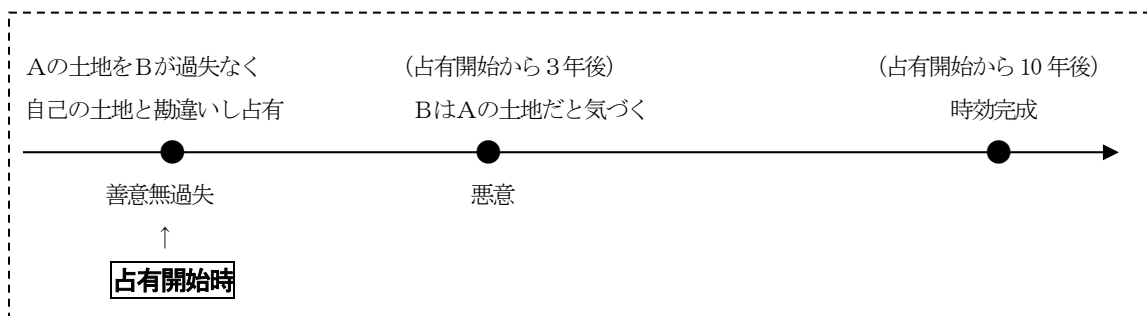
20年で時効完成の場合（162条1項）	10年で時効完成の場合（162条2項）
①20年間の占有があること	①10年間の占有があること
②所有の意思をもって占有すること	②所有の意思をもって占有すること
③平穏かつ公然と占有すること	③平穏かつ公然と占有すること
④他人の物を占有すること	④他人の物を占有すること
	⑤占有開始時に善意無過失であったこと

※所有の意思…所有の意思とは、自己が所有者であるとして占有（自主占有）する意思である。

したがって、買主・盗人は所有の意思があり、賃借人・受寄者は所有の意思はない。

※平穏・公然…暴行もしくは強迫または隠匿による占有（違法強暴による占有）ではないこと

※善意無過失…162条2項でいう「善意」とは、単に自己が真の権利者でないことを知らないのみならず、**自己が権利者であると信じている場合を指す**。よって、自己の権利について疑いがある場合は善意ではない。この善意・無過失か否かの判断は、占有の開始時においてなされる。



《消滅時効》

1. 消滅時効にかかる権利

→ 債権や抵当権は消滅時効にかかるが、所有権は消滅時効にかからない

2. 消滅時効の起算点と時効期間

いつから消滅時効期間の進行が始まるのか？という問題

→客観的起算点と主観的起算点とがあり、どちらかの時効期間が先に経過すれば時効完成となる

(1) 客観的起算点

(考え方) 時効の存在理由 ⇨ 「権利の上に眠る者は保護に値しない」
権利が行使できるのに権利行使しない！！



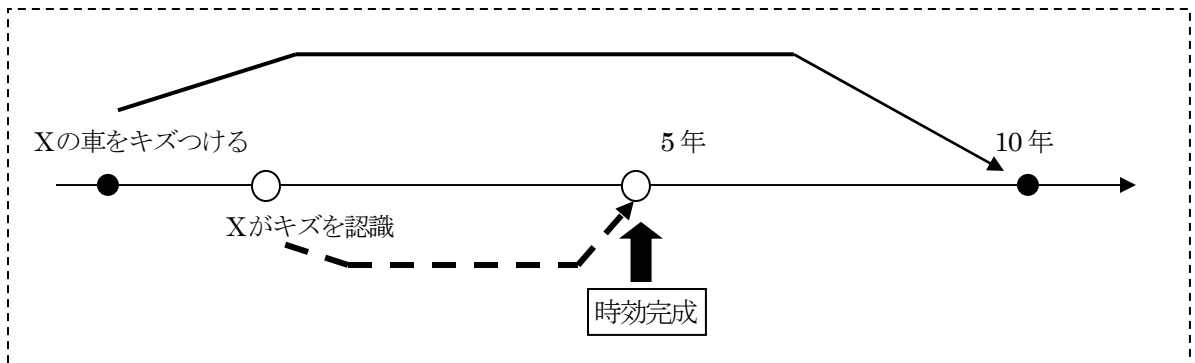
消滅時効のスタート(起算点)は「権利が行使できるとき」から
※権利行使できるときは、債権の種類によって異なる

	具体例	起算点	期間
確定期限のある債権	2024年4月1日にもらう	期限到来時	10年
不確定期限のある債権	Xの父が死亡したらもらう	期限到来時	10年
期限の定めのない債権	Xから時計もらう	債権成立時	10年
不法行為に基づく損害賠償請求権	交通事故で加害者に賠償請求	不法行為時	20年

(2) 主観的起算点

権利行使可能であることを知った時から5年

※不法行為については**被害者が損害及び加害者を知った時**から3年(生命・身体侵害の場合は5年)



3. 債権・所有権以外の財産権の消滅時効

(1) 債権以外の財産権・・・20年間

(2) 取消権・・・追認できる時から5年間または行為時から20年間

例) 騙されて(詐欺されて)契約した → 騙されていることを知った時から5年間
または、騙されたときから20年間